

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月6日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第5号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる活動のほか、本市又はボランティア活動休暇を受ける職員が居住する本市以外の市町村（特別区を含む。）の区域内において行われる任命権者が定める地域に貢献する活動

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)